令和６年　第８回教育委員会会議録

令和６年８月２１日（水）

甲州市教育委員会

第８回教育委員会　会議録

日　時　　令和６年８月２１日（水）（午前９時３０分から）
場　所　　甲州市役所　第一会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

教育長	小林俊彦	職務代理	加藤幸夫
委員	田口由季	委員	依田智子
委員	永田清一		

一　欠席した委員は次のとおりである。
（なし）

一　出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清水　修	教育総務課Ｌ	丸田美津恵
教育総務課Ｌ	窪川はづき	生涯学習課長	小林好彦
生涯学習課Ｌ	土屋典子	指導主事	那須栄樹
指導主事	堀井ますみ	教育総務課Ｌ	高石宏満
事務担当	望月仁美		

一　欠席した者は次のとおりである。
（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。
日程第１　教育長諸般の報告について
日程第２　議案第１８号　甲州市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について
日程第３　議案第１９号　重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則及び甲州市近代産業遺産宮光園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
日程第４　議案第２０号　甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
日程第５　報告第　９号　塩山北中学校閉校記念事業実行委員会設置要綱制定について

教育長　　ただいまから、甲州市教育委員会８月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は４名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

［日程第１］

教育長　　日程第１　教育長諸般の報告を行います。
それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。
本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

［日程第２］

教育長　　それでは、日程第２　議案第１８号　に入ります。
日程第２　議案第１８号甲州市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について、事務局から提案説明をお願いします。

教育総務課長　　はい、では、お願いいたします。議案第１８号　甲州市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則改正について説明をさせていただきます。議案の最後のページに規則の概要が添付してございますので、そちらに基づいて説明をさせていただきます。現行の公告式規則では、教育委員会の規則の公布につきましては、会議において議決をした日、つまりこの教育委員会で議決をいただいてから７日以内に行うことということで定められてございます。一方で、条例あるいは予算が伴う改正につきましては、市議会の議決日に基づいて行って公布がされていくということになりますので、教育委員会を開いて議決をいただいてから７日以内という規則規定につきましては、不安が生じるということになっております。このため、但し書きとして、新たに教育委員会が特に認める場合は、ということで、例外規定を設けるものでございます。この規則に関しましては、公布の日から施行をするという形で直ちに公布をしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長　　委員の皆様からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長　　質問等無いようですので、お諮りいたします。議案第１８号甲州市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定については、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長　　それでは、議案第１８号については提案のとおり制定するものとします。ありがとうございました。次に移ります。

［日程第３］

教育長　日程第３　議案第１９号　重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則及び甲州市近代産業遺産宮光園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局から提案説明をお願いします。

生涯学習課長　それでは説明をさせていただきます。よろしくお願いします。「重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則」及び「甲州市近代産業遺産宮光園設置及び管理条例施行規則」の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。議案の最後に概要を添付しておりますので、そちらをご覧ください。旧高野家住宅および宮光園は、市の貴重な文化財であると同時に、地域の歴史文化を伝える社会教育施設としての側面を持っております。現在、両施設の観覧料については、それぞれの規則の規定により、市内の小中学生は全額免除、市外の小中学生については半額減額としております。また、昨今の文化財保護行政のあり方は変化しており、平成３０年の文化財保護法改正以降、それまでの「保存」を主とした取り組みから、文化財を街づくりに生かした「計画的な保存活用」を推進することが求められています。今回、両施設の持つ性格や文化財に対する社会情勢の変化、また近隣市における同様の施設の状況などを総合的に鑑みる中で、甘草屋敷（旧高野家住宅）と宮光園を社会教育施設としてさらに活用していく方針といたしました。市内のみならず、市外や県外の子供たちにも文化財としての価値を広く継承していくとともに、甲州市の歴史や文化を伝える施設として来場者の増加につなげるため、教育を目的とする児童生徒および引率者の観覧料については、市内外を問わず「全額免除」とする改正を行うものでございます。あわせて、この改正に合わせ、減免の割合を定めた規定についても見直しを行います。これまで「教育委員会が特に必要と認める時」については一律全額免除としておりましたが、今後は「教育委員会が相当と認める割合」とし、状況や対象に応じて柔軟に判断できる形に改めてまいります。本改正規則の施行期日については、公布の日からとさせていただきます。説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

教育長　生涯学習課長から説明がありましが、委員の皆様からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長　質問等無いようですので、お諮りいたします。議案第１９号　重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則及び甲州市近代産業遺産宮光園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長　それでは、議案第１９号については提案のとおり制定するものとします。ありがとうございました。次に移ります。

［日程第４］

教育長　日程第４　議案第２０号　甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局から提案説明をお願いします。

生涯学習課長　はい。それでは引き続きまして、「甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。議案第２０号の最後に概要を添付しておりますので、こちらに基づき説明させていただきます。市内にある４館の市立図書館は、それぞれの

休館日をこの教育委員会規則において定めております。休館日を定めた第５条の規定では、但し書きとして「教育委員会が特に必要と認める時は休館日に開館し、または臨時に休館することができる」としております。現状では、規則で定めた休館日のほか、市民など利用者の利便性を図るため、この但し書きの規定を適用しています。具体的には、それぞれの施設が連休とならないよう調整するなど、本来の休館日であっても開館している場合があります。こうした運用の仕方は、すでに利用者の間で定着しており、これまで特段の問題もありません。そのため、現行の実態、運用に合わせる形で各施設の休館日を定めた第５条の規定を改めるため、規則の一部を改正するものであります。具体的には、塩山図書館については、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日を休館日としていますが、その日が日曜日、水曜日、土曜日に当たる時は除くものとします。また、従来の休館日である月末整理日において、その日が火曜日である場合は、日曜・月曜・土曜日に当たる場合と同様にその前の直近の金曜日を休館とします。勝沼図書館については、休日の翌日が日曜日、火曜日、土曜日に当たる時は、休館日から除くものとします。塩山図書館分館　甘草屋敷子ども図書館につきましては、休館日である火曜日が休日の場合であっても休館日とし、休日の翌日が火曜日に当たる時は、その翌日を休館日とするものです。先ほども申し上げたとおり、これらの改正は現状すでに運用されている実態に合わせるものであり、市民や利用者の皆様に対し、この改正に関する新たな周知の必要はないと考えております。施行については公布の日からといたします。 繰り返しますが、現在の休館日を変えるのではなく、実態に合わせて規則を整備するものです。以上です。よろしくお願いします。

教育長　教育総務課長から説明がございましたが、委員の皆様からご質問等ございますか。

田口委員　はい。この件に関しては、このままで良いと思うのですが、ちょっと関連して一点よろしいでしょうか。図書館の開館と閉館の表示についてですが、以前知人から「文字の色が青と赤で、どっちが開館か分かりにくい」と言われたことがあります。日曜日は、カレンダーで赤ですが、確か看板では「開館」が赤文字だったと記憶しています。その知人は「青だから開いている」と思って行ったら閉館していたそうで、認識のずれが気になると３年ほど前に聞いたのを今ふと思い出しました。今どうなっているかは分かりませんが、一応お伝えしておこうと思います。

教育長　ありがとうございます。他の委員さんはいかがでしょうか。

田口委員　私の仕事は、農業をさせていただいていて、本業が違うので本業の方の関係の方のところと比べると、常にこう前進しようっていう意識がすごく感じられるんですね。常に今の状況を把握しながらこうやっていこうっていうのが仕事に見られるので、すごく皆さん尊敬しているという意味で評価をさせていただきました。

生涯学習課長　はい。視覚的な認知、わかりやすさは大事ですので、すぐに変えられるかは分かりませんが、書き換えや修繕のタイミングなどで気をつけるようにいたします。

田口委員　承知いたしました。

教育長　他に何かございますか。

「なし」の声

教育長　質問等無いようですので、お諮りいたします。議案第２０号　甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長　議案第２０号については提案のとおり制定するものとします。ありがとうございました。
次に移ります。

［日程第５］

教育長　日程第５　報告第９号塩山北中学校閉校記念事業実行委員会設置要綱制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　はい。報告第９号　塩山北中学校閉校記念事業実行委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。資料の最後に概要をまとめておりますので、そちらに基づき説明させていただきます。令和７年３月末をもって閉校となる塩山北中学校の閉校式および閉校記念式典につきましては、現在、令和７年３月２３日（日）に開催する方向で調整を進めております。記念式典については、生徒と地域住民が交流でき、思い出に残るような記念事業を行いたいと考えております。このため、地域住民・ＰＴＡ・卒業生の各代表、および学校教職員等で組織する「塩山北中学校閉校記念事業実行委員会」を去る７月３１日に設立し、第１回会議を開催いたしました。今回の報告は、本実行委員会の所掌事務や組織等について定めた設置要綱に関してご報告するものであります。今後、２～３回程度実行委員会を開催し、その中で記念事業の企画・立案および実施について協議してまいります。なお、現在、塩山北中学校の生徒に対し「記念式典でどのようなことをしたいか」というアンケート調査を行っております。生徒からは、記念作品や記念植樹、学校記念誌の制作、あるいは人文字や航空写真の撮影を行いたいといった要望が多く寄せられています。これらの生徒の要望や地域の皆様のご協力が必要な事項について実行委員会で協議し、具体的な事業内容を決定してまいりたいと考えております。以上です。よろしくお願いします。

教育長　教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長　質問等無いようですので、この件につきましては、報告のとおり進めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

教育長　本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。次回　第９回定例教育委員会ですが、９月２５日午前９時３０分から開催したいと思いますがよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長　それでは、次回　第９回定例教育委員会は、９月２５日午前９時３０分から開会予定といたします。
これをもちまして令和６年第８回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。